

令和4年度第1回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 令和4年6月8日

開 催 場 所 咲洲庁舎 44階 大会議室
オンライン会議システム併用

令和4年度第1回大阪府環境審議会

令和4年6月8日

司会（田村参事） 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第1回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部部長の原田より御挨拶させていただきます。

原田環境農林水産部長 皆さん、こんにちは。大阪府環境農林水産部長の原田でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。また、平素から、環境行政をはじめまして、府政の各般にわたりまして御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、世界各国では、カーボンニュートラルに向けました動きが加速しております。また、昨今のエネルギー価格の高騰を受けまして、脱炭素化の取組というのは重要性が増しているものと考えてございます。

大阪府におきましても、2050年カーボンニュートラルを目指しまして、2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減する目標を掲げました。地球温暖化対策実行計画を策定いたしまして、具体的な政策展開を始めております。目標の達成に向けましては、事業所などにおけますCO₂排出削減に加えまして気候危機との認識でございますとか、さらには2050年のカーボンニュートラルの将来像、これを府民全体で共有するということが重要と認識してございます。このため、先ほど申し上げました実行計画におきましては、意識改革、行動喚起、これを取組の柱の1番目に掲げてございます。また、こういった取組の中で、情報の発信でございますとか環境教育を進めていくということにいたしております。

こうした中、本日は、策定から10年が経過しております大阪府環境教育等

行動計画の今後の在り方につきまして諮問をさせていただきたいと思っております。あわせまして、府内の河川の水質環境基準の類型につきまして、前回の見直しから5年が経過してございます。水質の状況にも変化が生じておりますため、その見直しについても併せて諮問させていただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、これまで水質部会におきまして検討を重ねていただきました、今後の大阪湾におけます環境の保全・再生・創出のあり方につきまして、答申に向けてました御議論をくださればと思っております。いずれの項目も、府のめざしております豊かな環境と安全安心な食を育む持続可能な社会の実現に向けてまして、極めて重要となっております。

本日は限られた時間ではございますけれども、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（田村参事） それでは、本日の会議進行に当たってのお願い事項について御説明いたします。

本日は、オンラインを併用した会議の開催とさせていただいております。本日の資料については、オンラインの出席委員の方々、皆様には事前にメールでお送りしております。会場に御出席の委員の方には、お手元にタブレットで閲覧できるように御準備をさせていただいております。資料の一覧は事前に配付しました議事次第の裏面でございます。不足等がございましたら事務局にお申出いただければと思います。また、会場でタブレット等の使用について何か御不明な点等ございましたら、また事務局にも声をかけていただければと思います。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。今年1月に開催しました令和3年度第3回の環境審議会以降に新たに御就任いただいた委員の御紹介をさせていただきます。

まず、学識経験のある方としまして御就任いただきました委員の御紹介からさせていただきます。

J A大阪女性協議会の岡村委員でございます。ウェブでの御参加ということで、今入っておられるかと思っております。よろしくお願いいたします。

岡村委員　　よろしくお願いいたします。

司会（田村参事）　　続きまして、大阪公立大学の貫上委員でございます。貫上委員もウェブのほうで御参加いただいているということです。

貫上委員　　貫上です。よろしくお願います。

司会（田村参事）　　よろしくお願いいたします。

続きまして、日本労働組合総連合会大阪府連合会の中野委員でございます。中野委員もウェブのほうで入られておられます。

中野委員　　中野です。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（田村参事）　　よろしくお願いいたします。

大阪大学の松井委員でございます。

松井（孝）委員　　よろしくお願いいたします。

司会（田村参事）　　よろしくお願います。松井先生はこちらの会場のほうにお越しいただいております。

続きまして、府議会議員の委員の御紹介をさせていただきます。

川岡委員でございます。

川岡委員　　川岡でございます。よろしくお願いいたします。

司会（田村参事）　　よろしくお願いいたします。川岡委員におかれましては、会場で御参加いただいております。

続きまして、笹川委員でございます。笹川委員はウェブのほうでの御参加ということになっております。

（「まだ入られてない」の声あり）

司会（田村参事）　　では、また後ほど入られてからということ。

続きまして、中井委員でございますが、中井委員におかれましても会場の御参加の予定と伺っておりましたが、まだ見えられていないという状況かと思えます。

続きまして、松本委員でございます。

松本委員　　松本です。よろしくお願います。

司会（田村参事）　　では、よろしくお願いいたします。

続きまして、臨時委員及び幹事の皆様につきましても年度替わりなどで変更が生じてございまして、御紹介は省略させていただきますが、お配りしており

ます出席者一覧及び委員名簿に（新）の印をつけさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

オンラインと会場を含めまして、委員定数41名のうち、34名の委員の皆様方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、オンラインで御出席の方は、通常はカメラとマイクをオフにしておりますようにお願いします。御発言のある際にカメラとマイクをオンにしたら、会長から御指名がありましたら御発言いただきますようお願いいたします。また、発言が終わりましたら、カメラとマイクはオフに戻していただきますようお願いいたします。御発言の御意向につきましては、事務局において画面表示を基に漏れがないよう確認をいたしますが、万一見落としがございましたら、大変申し訳ありませんが、マイクをオンにしてお声がけいただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

条例第5条第1項の規定により、本審議会の会長が議長となるとしてございますが、現時点では会長不在のため、会長が選任され会長代理が指名されるまでの間、事務局で進行させていただきますので御協力よろしくをお願いいたします。

では、本審議会の会長を選任いただきたくお願いいたします。会長の選任につきましては、条例第4条第1項の規定により、学識経験のある者として御就任いただいております委員の皆様のうちから選挙で定めていただく必要がございます。

それでは、皆様にお諮りしたいと存じます。どなたか御推薦はございますでしょうか。花田先生、手を挙げていただいておりますが、花田先生、いかがでしょうか。

花田委員 失礼いたします。会長についてでございますが、おとし、令和2年6月から環境審議会の会長をお務めいただいております、また、豊富な御経験あるいは深い御見識をお持ちでいらっしゃる大阪公立大学の辰巳砂学長にぜひ会長をお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

司会（田村参事） ただいま、花田委員から辰巳砂委員の御推薦をいただきま

したが、皆様いかがでしょうか。特に御異議。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会(田村参事) 異議なしの御発言、ありがとうございます。ありがとうございました。それでは、辰巳砂委員に会長をお願いしたいと存じます。

辰巳砂会長には、お手数ですが会長席のほうに、会場前方になりますが、お移りいただきますよう、よろしく願いいたします。

司会(田村参事) では、辰巳砂会長、一言お願いできますでしょうか。よろしく願いします。

辰巳砂会長 皆さん、こんにちは。ただいま会長を仰せつかりました、大阪公立大学の辰巳砂と申します。どうぞよろしく願いいたします。

司会(田村参事) よろしく願いいたします。

続きまして、条例第4条第3項の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理するとしておりますので、辰巳砂会長に会長代理の指名をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

辰巳砂会長 私といたしましては大阪公立大学の益田晴恵委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

司会(田村参事) 益田先生、よろしいですか。

益田委員 はい。

司会(田村参事) ありがとうございます。

それでは、益田委員に会長代理をお願いしたいと思います。

益田会長代理におかれましては、お手数ですが、会場前方の会長代理席にお移りいただきますようお願いいたします。

司会(田村参事) 益田会長代理のほうから一言よろしく願いいたします。

益田会長代理 ただいま会長代理の任を仰せつかりました、大阪公立大学の益田晴恵でございます。どうぞよろしく願いいたします。

司会(田村参事) それでは、次の審議事項に入らせていただくに当たりまして、本日は諮問事項が2件ございます。資料1-1、2-1によりまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

環境農林水産部長から諮問文を読み上げさせていただきたいと思いますので、会長、御準備をお願いいたします。

原田環境農林水産部長 「大阪府環境審議会会長 辰巳砂昌弘様

河川水質環境基準に係る類型指定について並びに今後の大阪府環境教育等行動計画のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

令和4年6月8日 大阪府知事 吉村洋文」

どうぞよろしく願い申し上げます。

司会（田村参事） 諮問は以上でございますので、これ以降の議事につきましては辰巳砂会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

辰巳砂会長 それでは、議事を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、先ほど諮問がございました審議事項の（2）番になりますけれども、河川水質環境基準に係る類型指定についてにつきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

奥田環境保全課長 環境保全課長の奥田でございます。

それでは、資料1-2に基づいて御説明させていただきます。

まず、資料の左側で、背景でございます。

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法の規定に基づきまして、昭和46年環境庁告示により、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準が定められております。

このうち、生活環境の保全に関する基準は、水域の利用目的、例えば上水利用ですとか工業用水の利用といったものに対応しまして、生物化学的酸素要求量、一般的にはBODと申しますが、等と、また、水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられておまして、これらのいずれかの類型を当てはめ、指定することとなっております。

類型指定につきましては、2以上の府県の区域にわたる水域、大阪府域では具体的には淀川、大和川、神崎川、猪名川についてですけれども、これにつきましては政府が、それ以外の水域については知事はその利用目的、水質汚濁の状況等を勘案して指定するとともに、事情の変化がございましたら応じて適宜改正することとされております。

現在、府内河川では、BOD等は69河川81水域、水生生物については6

0 河川 6 5 水域に対して類型指定を行っております。

直近では平成 2 9 年 1 月に見直しを行いました、5 年が既に経過しており、より一層の水質保全を図るため、適切な見直しを行うものでございます。

次に、その下。類型指定の経緯・改定の経緯について御説明いたします。

下表は生活環境項目についての表でございますけれども、表の左から、一番上ですが、指定・改定年月、それから概要、指定水域数を書いております。指定水域数の下に A A から E とありますけれども、最もきれいな A A から汚濁の多い E まで 6 類型で指定をすることになっております。

昭和 4 5 年 9 月に、国がまず淀川、大和川等の主要河川（2 0 河川 2 6 水域）を類型した、それを皮切りに、数年おきに府または国が指定及び改定をやってきておりまして、直近では、一番下ですけれども、平成 2 9 年 1 月に 3 河川水域で大阪府初の A A 類型を指定するなど、8 河川 8 水域の類型を改定しております。

その下の表は、水生生物の保全についてであります。

これにつきましても、表の右側ですけれども、生物 A から生物特 B まで 4 つの類型で指定することとなっております。生物 A は主に低温を好む生物に対して、生物 B は温水、高温を好む生物に対して指定するもので、特 A、特 B は、その中でも産卵や育成場になっているというようなものに指定することとなっております。

表の一番下ですけれども、一番直近では平成 2 9 年 1 月に 3 水域で指定をしておるといような状況でございます。大阪府域では特 A、特 B の指定はありません。

次に、資料の右側に移ります。

環境基準の達成状況でございます。

生活環境項目である B O D の達成率について、この 5 年間の推移を示したものでございます。この表の中で、特に工業用水等の用途にしております C、D、E につきましては基準が緩いわけですが、この 4 年ないし 5 年間は全て環境基準を達成しているという状況になっております。

その下は水生生物について、例えとして全亜鉛の達成率の推移ですけれども、この 5 年間、全亜鉛につきましては生物 A では 1 0 0 %、生物 B では 8 2 ~ 9

3%の達成率となっております。

資料のその下の左側でございますけども、今回諮問させていただく検討の内容の案でございます。

まずは最初に、類型指定に対して基本的な考え方をどうすればいいかという点について、2つ目は各河川の利用目的や汚濁状況等の事情の変化、そういったものを踏まえまして類型指定の見直しの考え方について、検討していただきたいというふうに考えているところです。ポイントとしましては、例えばE類型をD類型にするなど、上位類型への見直しが考えられるところでございます。

その右横ですが、検討スケジュールの案でございます。

本日、環境審議会に諮問いたしまして、その後、水質部会において御審議をいただき、9月頃にパブリックコメントを募集いたします。その後、12月頃に本審議会から答申をいただきます。そして、来年1月頃を目途に新たな類型指定について告示をするというようなスケジュールを考えております。

なお、次のページにつきましては、現在の大阪府域の河川の類型指定の状況と環境基準値の詳細を示しております。説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

辰巳砂会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。御意見等ございます方は、画面をオンにしてお示しいただければと思います。特にございませんか。

では、特に御発言がないようですので、この案件は、専門的であるということもございまして、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定により設置する専門部会で審議していただいたらどうかというふうに思います。

本件につきましては、既存の水質部会がございまして、この部会を活用するというようにさせていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。もし御異議がある方おられましたら、画面をオンにして御発言いただければと思います。

特にございませんようですので、ありがとうございます。異議なしということで、部会で諮問事項を検討していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

また、条例第6条第3項に規定する部会に属する委員及び同条第4項に規定する部会長の指名につきましては、少しお時間を頂戴して、後日事務局にお伝えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、次に審議事項。審議事項（3）番になりますけれども、今後の環境教育等行動計画のあり方について及び環境・みどり活動促進部会運営要領の改正についてに移りたいと思います。

はじめに、今後の環境教育等行動計画のあり方についてにつきまして、事務局から御説明のほどお願いいたします。

水田脱炭素・エネルギー政策課長 脱炭素・エネルギー政策課長の水田でございます。今後の環境教育等行動計画のあり方について、御説明させていただきます。

資料2-1が諮問文の写しでございますが、分かりやすく整理した資料2-2を作成しておりますので、こちらを用いて説明させていただきます。資料2-2を御覧願います。

まず、背景についてでございますが、大阪府環境教育等行動計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づいて、平成25年3月におおむね10年先を見据えた行動計画として作成したものでございます。府民が広く環境保全活動に取り組んで、持続可能な社会の実現に向け、自ら問題解決する能力を育成することを目的としております。

2つ目の丸以降は、環境を取り巻く現状に触れております。まず、近年、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献を重視する動きが広がってきていること、3つ目の丸でございますが、気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染への対応が喫緊の課題となっていること、4つ目の丸は、一方で、ICTの進展や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、人々の行動や学びの在り方など社会全体が大きく変わってきていること、そのようなことから、環境教育の推進に当たっては、今後想定される人々の行動変容、社会変革を考慮に入れなければならないことから、現計画の策定から10年を迎えまして、この間の大阪の環境教育等を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の大阪府環境教育等行動計画のあり方について、環境審議会に御審議をお願いするものでございます。

続きまして、右の枠内、現計画の概要と取組状況につきまして御説明いたします。

本計画では、目指すべき将来像を3つ掲げております。図でもお示ししておりますが、1つ目に一人一人（個人）が育つこと、2つ目には人や組織が育つこと、そして3つ目には活動が育つこと、これらが相互に関わりを持ちながら活動の輪を広げ、次世代に引き継ぐことで持続可能な社会の実現を目指しております。

計画の推進に当たりましては、6つの柱を掲げております。表に、6つの柱と取組事例、府庁全体で取り組んでいる事業数を示しております。例えば柱の②人材育成・人材活用としては、地球温暖化防止活動推進員制度の運用、柱の③場の提供・学習機会の提供としては、こどもエコクラブなど様々な取組を進めているところでございます。

このような取組を進める中では、近年重要となっているSDGsやカーボンニュートラルといった社会情勢を踏まえたテーマの検討、また、オンラインでのイベントや交流会等の開催が検討されてはきておりますが、現計画の基本的な考え方をはじめとした記載内容については、新たな潮流を十分に踏まえたものとなっております。

そのため、下段、中央の囲みでございますように、見直しに向けた検討内容としまして、1つ目、SDGsの観点から踏まえた環境・社会・経済の統合的向上の視点の明確化、2つ目、カーボンニュートラル等を踏まえた今後も重点的に取り組むべき施策の方向性の検討、3つ目、行動変容や社会変革を考慮した効果的な手法の検討について、御審議いただきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュール（案）について御説明いたします。

本審議会に設置されております環境・みどり活動促進部会におきまして御審議、御検討いただき、約1年後の令和5年6月頃の環境審議会で答申をいただければと考えております。その後、答申を踏まえまして、新たな行動計画案を作成し、パブリックコメント等を実施した上で、来年9月頃に改定計画を公表したいと考えております。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

辰巳砂会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。オンラインで御意見等ございます方は、画面をオンにしてお示しいただければと思います。よろしいでしょうか。

どうぞ。

松井（孝）委員 ありがとうございます。大阪大学、松井です。

国際的には、脱炭素の科学を取り扱う I P C C ということと生物多様性の科学を扱う I P B E S と言われるところが合同ワークショップをするという感じで、今、気候変動と生物多様性の2大地球環境問題を統合的に解決するというほうに国際社会は動いているんですね。その中で、カーボンについては2030年カーボン半減、2050年ネットゼロカーボンで、カーボンニュートラルという目標が出るのと対応する形で、2030マイルストーン年までに生物多様性の減少を止めて、そこから2050年までに今よりもプラスに持っていくというネイチャーポジティブという考え方が出ていて、その2本柱で進めるという方向に恐らく国際社会は進むと思うんですね。

ですので、これ、今初めて拝見したんですけど、少し生物多様性のところのそういうトレンドが弱いかなという印象があるので、もしアップデートできるなら御検討ください。

以上です。

辰巳砂会長 ありがとうございます。

今の御質問につきまして、事務局から御回答いただけますか。

水田脱炭素・エネルギー政策課長 御指摘いただいた観点も含め、幅広く議論いただきたいと思っておりますので、受け止めて進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

松井（孝）委員 ありがとうございます。

辰巳砂会長 ありがとうございます。建設的な御意見ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかに御発言ないようですので、この案件も先ほどと同様に大変専門的でございますので、審議会条例の規定により、設置する専門部会で審議していただいたらどうかと思っております。

本件につきましては、先ほども出ましたけれども、既存の環境・みどり活動

促進部会がございますので、この部会を活用するということにさせていただければと考えておりますけれども、いかがでしょうか。もし御異議ございましたら、また画面をオンにしてお示しいただければと思います。

特にございませんようですので、お認めいただいたとさせていただきます。部会で諮問事項を御検討いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、同部会に属する委員及び同条第4項に規定する部会長の指名につきましては、これも先ほどと同様、後日事務局にお伝えさせていただきますので、少しお時間をいただければと思います。

では、続きまして、環境・みどり活動促進部会運営要領の改正についてという項目で、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

水田脱炭素・エネルギー政策課長　引き続き、脱炭素・エネルギー施策課長、水田から説明させていただきます。

資料2-3を御覧いただきたいと思っております。

環境・みどり活動促進部会運営要領の改正についてでございますが、先ほどからお話ししておりますが、大阪府環境教育等行動計画、これの審議に当たりまして、環境教育全般について広い見地から検討を行っていただくことから、部会外部から意見を聴取する必要性が発生することも考えられます。そのため、部会運営要領の第3、組織中、資料でいいますと2枚目に赤字で書いていますが、(5)としまして「有識者及び関係者の出席を求めることができる」と、この規定を新たに設けたいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

辰巳砂会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御意見、御質問等ございますでしょうか。オンラインのほうも御質問ございませんでしょうか。

それでは、異議なしということで、環境・みどり活動促進部会の運営要領を提案のとおり改正することとさせていただきます。どうもありがとうございました。

これで審議事項(3)番は終了したということで、次に審議事項(4)番に移りたいと思っております。今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方

について、この答申案について御審議いただきたいと思います。

本案は、水質部会において御審議いただいたものでございます。それでは、審議いただきました際、部会長でありました岸本委員から御説明をお願いいたします。

岸本委員 それでは、岸本から報告をさせていただきたいと思います。

資料は3-1から3-4ということでございます。3-1が報告の鑑文になってございまして、3-2が報告の本編、3-3が資料編ということになっていますが、それぞれ非常にページが多いため、3-4の概要を使って説明をさせていただきたいと思います。こちらのほうを御覧ください。よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

まず、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方についてということで、令和3年6月8日に知事から諮問がございまして、昨年8月から本年の4月まで、計5回にわたりまして水質部会において審議を進めさせていただきました。審議に当たりましては、ステークホルダーでございます漁業関係者とかNPOなどの関係者からヒアリングなども実施いたしまして、水質部会としてのあり方を取りまとめたものでございます。

まず1つ目の左上、1番の背景でございますけれども、府では、国の総量削減基本方針に基づきまして総量削減計画というものを策定して、大阪湾に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海環境保全基本計画に基づきまして大阪府計画を策定しまして、湾奥部における生物が生息しやすい場の創出等の、そういった取組を進めてきているところでございます。

今回は、国におきましてこれらの制度の見直しが行われました。青色の網かけ部分になりますけれども、そちらを御覧ください。

まず、総量削減に関しましては、第9次の基本方針におきまして、規制を強化せずに、現在の水質を維持するための取組を継続することが望ましいというふうに示されました。また、湾奥部などの特定の海域におきましては、赤潮や貧酸素水塊の発生などの課題がございますので、それに対応するようにしましょうということが示されています。

次に、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正もございまして、新たに栄養塩類

の供給に関するルールが整備されました。また、海洋プラスチックごみの発生抑制対策などが位置づけられました。

こういった改正を受けまして、基本計画が本年2月に変更されたという状況でございます。

今後取り組むべき施策のあり方ということで、2番、左の下のほうになりますけれども、こちらのほうですが、まず水質部会では、こうした背景や、それから大阪湾の現状を踏まえまして、重点的に検討すべき3つの事項を設定しまして審議を進めてまいりました。

こちらのほうに検討事項が3つほど表形式でまとめてございますけれども、まず検討事項の1つ目、湾奥部の水質改善についてでございますけれども、ここにつきましては、国の基本方針と、それから湾奥部における栄養塩の偏在とか、貧酸素水塊の発生とか、流入汚濁負荷の湾奥部への集中とか、そういったような大阪湾の状況を踏まえまして、湾奥部の水質改善に向けた取組をどのよう推進すべきかという視点で検討を進めました。

総量削減等の取組につきましては、規制は強化せずに、湾全体として現在の水質を維持するために、これまでの取組を継続的に実施することが必要としていきます。

また、国の答申におきまして、指定水域では総量削減制度の枠組みの見直しも視野に入れた検討が必要とされていることを踏まえながら、人口減少とか、それから気候変動等が大阪湾の水質等の環境に影響を及ぼし得るということを考慮いたしまして、第9次総量削減の取組と並行して、将来的な総量削減制度に係る課題等を整理・検討することが必要としています。

次に、底層DOの改善などの局所的な対策を推進するために、短期的には、小型の環境改善施設の設置等による水質改善とか生物生息の場の創出及び技術の確立といった取組を進めまして、長期的には、既存の護岸における水質改善や生物生息の場の創出の取組促進といった取組を進めることが必要としています。

あわせまして、水質と関連が深い底質環境の改善として、海底耕うんの継続的实施とか、くぼ地の埋め戻しの推進が必要としています。

また、漁業関係者からのヒアリング結果などを踏まえまして、栄養塩類の過

度な偏在の解消とか底層D Oの改善に向けた取組を推進する必要があるとしています。

2つ目の湾南部の栄養塩濃度の管理のあり方につきましては、湾南部の窒素、リンの平均的な濃度が、現時点におきまして水産用水基準の生物生産性の低い海域とされる基準を上回っている状況にありまして、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正内容とか、それから他府県におけます取組事例等を踏まえて検討を進めました。

管理対象とする海域の広さが異なると水量とか規模も異なりまして、取り組むべき施策も当然異なってくると、そのように考えられますので、ノリ養殖場周辺等の特定の海域の管理のあり方と、湾南部全体の管理のあり方、これは切り分けて検討することが適当であろうとしています。

また、ノリ養殖場周辺等の特定海域の管理のあり方につきましては、既存の取組事例等を踏まえまして、栄養塩類供給の必要性、有効性、それから周辺環境への影響、コスト、実施可能性等々を踏まえまして、地域の実情に応じて検討することが必要であるとしています。

それから、湾南部全体の管理のあり方につきましては、引き続き栄養塩類の濃度の推移を注視するとともに、今後の管理について、大阪湾への栄養塩の流入が湾奥部に集中していることを踏まえまして、長期的な視点を持って、将来的な総量削減制度に係る課題等の整理・検討と一体的に検討を進めていくことが必要であるとしています。

それから、3つ目の多様な生物を育む場の創出につきましては、水質改善等のコベネフィット効果を踏まえた取組の推進とか、民間企業やN P O等との連携、それから、2025年の大阪・関西万博を契機とした取組の加速に向けて、どのように取組を推進するべきかといった視点でもって検討を行いました。

まず、湾奥部における水質改善や生物生息の場の創出の取組につきましては、行政だけでなく、護岸を管理する民間企業等と連携して行うことが必要としています。

次に、水産生物の産卵や仔魚等の育成、それからブルーカーボンとして、現在注目を浴びております藻場の創造とか保全に向けて、大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョンに基づく取組を進めることが必要であるというふうにして

います。

また、海洋プラスチックごみ対策につきましては、おおさか海ごみゼロプランに基づきまして取組を推進する必要があるとしています。

それから、右のほうに移っていただきまして3番目ですね、第9次総量削減計画・総量規制基準、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方でございますけれども、まず、こちらの表に書かれている総量削減計画におけます発生源別の削減目標量につきましては、目標年度における汚濁負荷量の総量という形で示されているものでございますけれども、基本方針におきまして、現在の水質を維持するための取組を継続するという考え方を踏まえつつ、将来人口の減少とか下水処理人口の伸びといった生活排水対策の進展などを考慮いたしまして、この表に示していますとおりとすることが妥当であろうとしました。

それから、削減目標量の達成の方途等につきましては、基本方針とか、2のところでお話をしました今後取り組むべき施策を反映することが必要であるとしています。

次に、総量規制基準につきましては、国が示すC値の範囲が据え置かれたということを踏まえまして、第9次においても現行の総量規制基準の値を強化せずに継続することが適当であるとしています。

さらに第10次総量削減に向けて、第9次の総量削減に係る取組と並行しまして、人口減少等の社会構造の変化や気候変動等が大阪湾の水質等の環境に影響を及ぼし得るということを考慮いたしまして、課題等の整理・検討を進める必要があるとしています。

次に、右の下の方、瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画への反映というところでございます。

まず、大阪湾のゾーニングにつきましては、海域によって水質の状況とか生物の生息環境、漁場としての利用状況、沿岸の陸域の部分の利用状況等が大きく異なっているということを踏まえまして、また、基本計画において湾内の水域ごとの実情に応じた対策の必要性が指摘されているということも踏まえまして、現計画における考え方を継続することが適当であるとしています。

今後めざすべき大阪湾の将来像につきましては、基本計画の変更内容とか、それから今回の検討結果等を踏まえまして、現行計画における将来像を継続す

ることが適当であるとしています。

計画の個別目標につきましては、基本計画において項目の組替え等が行われており、加えて、新たに基本計画において海洋プラスチックごみとか気候変動への対応が追加されているということがございますので、その点について反映することが必要であるとしています。

目標達成のための基本的な施策につきましては、基本計画の変更内容や2のほうでお示ししました今後取り組むべき施策を反映することが必要であるとしています。

施策の進捗状況の点検指標につきましては、基本計画に合わせて見直す必要があるとまとめております。

最後になりますけれども、豊かな大阪湾の保全・再生・創出、これに向けては、この報告を踏まえて、今後、大阪府において策定される第9次総量削減計画及び瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画を適切に変更・修正するとともに、両計画が密接に関連しますので、一体的に施策を推進されるということが重要であるのではないかなと考えておりますので、ぜひ府のほうで一体的な取組を進めていただきたいと思いますと考えております。

部会報告としては以上でございます。

辰巳砂会長 ありがとうございます。部会長、どうもまとめていただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。オンラインのほうで御発言ございますでしょうか。

司会（田村参事） 高田委員が挙手されております。

松本委員 府会議員の松本です。

辰巳砂会長 どうぞ。

松本委員 議会でも質問をしたのですが、大阪湾に流入するプラスチックごみは、流入することを避けなければ、1回流入してしまったら、なかなかそれを取り除くことは難しい。だから、流入するのを避ける、流入を減らす。ただし、プラスチックの使用量を減らすのと直接関係あるかどうか分からないんですよ。ごみにならなければいいんですよ、プラスチックはね。だから、どんなごみが陸由来で、河川を通じて大阪湾に流入するかというのを、本当にできるだけ早

く、その原因と総量を把握してほしいなと思います。そうすれば、ごみにならない、プラスチックごみが大阪湾に流入しないような対策が打てるのではないかと思うので、その辺、注目していただきたいなと思います。

辰巳砂会長 ありがとうございます。岸本委員からお願いします。

岸本委員 プラスチックごみにつきましては非常に重要な課題であるということ認識しております、水質部会でもこれまでも議論を進めてまいっております。

大阪におきましては、おおさか海ごみゼロプランが、現在、策定されておまして、その中で当然海洋プラスチックごみ対策についても記載をしているところでございます。言われるように出てしまったもの回収するというのは非常に難しい、現在も回収はしていますが、非常にコストもかかるし、難しいと、抜本的な対策にならないということで、排出抑制をどのようにするかということで、おおさか海ごみゼロプランの中でも排出のメカニズムの調査研究であったり、そういったようなところにも取り組む形で現在進めているところでございます。

まだそれがしっかりとまとまっている段階ではございませんので、「これが原因です」とはなかなか言えないところもどかしいところではございますが、そのあたりにつきましても当然重要と認識して施策を進めているところでございます。

具体的なところは事務局から説明・補足いただければと思います。以上です。

辰巳砂会長 ありがとうございます。

事務局から補足等いただけますでしょうか。

奥田環境保全課長 環境保全課でございます。

プラスチックごみの流入実態につきましては、昨年度及び今年度も、主要な河川の数か所で散乱あるいは滞留しているごみの量あるいは組成について調査をして、どれぐらいのごみが、こういった種類のものが流れてくるかということの実態的な調査をしております。さらに実際の河川に流れてくる流入ごみにつきましては、カメラ画像からどれぐらいの量が流れているというような総量的な把握も併せてしておりますので、それらの結果を踏まえまして、できるだけ発生源への対策、そういったものにつなげていくように今後とも取り組

んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

辰巳砂会長 松本委員、よろしいでしょうか。

松本委員 少し事務局の説明が聞こえにくかったんですけども、とにかく2030年に半減するというような目標もあると聞いているんですけども、半減しようと思ったら、今出ている総量をまず把握する必要があると。目標値だけ半減というのが動き出しているけれども、現在発生しているのがどんなところにどんなのがあるかというのが極めて私は重要だと思うので、そのところに注目していただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

辰巳砂会長 ありがとうございます。

基本的には答申としてはこの形でいかせていただくということで理解できるかなと思っております。

松本委員 はい、結構です、答申は。

辰巳砂会長 ありがとうございます。

もう1件、高田委員から御発言があると聞いていますが、高田委員、御発言いただけますでしょうか。

高田委員 栄養塩類が偏在しているということなんですけども、海のほうの関係の方から聞くと、今、栄養塩が足りなさ過ぎてノリが太らないというか、生育が悪いですとか、海産生物、海産資源の生育が悪いですとかというのが聞かれるんですけども、偏在性があるというのは分かるんですけど、どうやって解消されるというような方向性というのはあるんでしょうか。素人なもので分からないので、お知らせいただきたいです。

岸本委員 詳細はまた事務局から補足いただければと思っておりますけれども、栄養塩の偏在というのは、実際に環境基準点でデータを取っておりますけれども、それでいいますと湾奥部、淀川河口とか、要は沿岸域の部分ですね。その部分については栄養塩過多な状態が続いていて、赤潮が出たりとか貧酸素水塊が発生したりという形で、まだまだ環境の改善を進めていく必要があるだろうと考えています。

一方で、湾の南部なんかは比較的栄養塩の濃度が低くて清浄な状態が保たれていて、もちろんノリの色落ちがあるとかそういったような話も聞いてございますけれども、現状の湾の南部の平均的な水質でいきますと、水産用水基準か

ら見ると、栄養塩が不足しているとまでは言えない状況にあると判断をしています。

一方で、もちろん特にノリの養殖場とかいうのはかなり局所的なものでございますので、局所的な部分につきましては、場合によっては施肥をしたり、下水とかの処理水の排水の仕方を変えるとか、そういったようなことも検討の俎上に上がってくるんだらうと思います。

ただし、いきなりぽんとできるかということ、それによる周辺の環境への影響というのも検討する必要があるでございますので、一足飛びにすぐに明日やりましょうという形にはならず、兵庫県とかでも一部季節別運転などを播磨灘とかで始められているとかいうことも聞いていますので、そのあたりの状況とか知見を収集しながら、大阪湾において、そういった施策を講じるべきなのかどうなのかも含めて、今後考えていきたいというふうに考えています。

もし補足があれば、事務局からよろしく願いいたします。

奥田環境保全課長 ノリの色落ちの問題については、大阪でも阪南市沖のノリ養殖場で確認がされています。

そういった点で、対策としてはなかなか難しい面もありますが、例えば徳島県なんかで養殖用の網に、寒天に栄養分、肥料を設置して、直接そういったところから肥料というような形でやるというような方法も試されておりまして、一定の効果が出ているというようなこともあります。

それから、部会長がおっしゃいますように、兵庫県では下水道の放流について季節別、特に秋から以降にノリの養殖が始まりますので、秋から冬にかけて一定の負荷量を上げるというようなことも現在されてきておりますので、そういった状況を注視しながら対策についても検討させていただきたいと思います。よろしく願いします。

辰巳砂会長 ありがとうございます。高田委員、よろしいでしょうか。

高田委員 ありがとうございます。事務局のマイクのほうがすごく聞き取りにくいので変えていただけるとありがたいんですけども、内容についてはありがとうございます。

辰巳砂会長 答申の中身について、特に御意見はほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。御質問も含めて、お願いしたいと思いますが、よろしい

でしょうか。ほかに御発言ございませんでしょうか。

特にほかにはございませんようです。御質問それから貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。

答申案につきましてはおおむね了解いただいたというふうに考えますので、環境審議会の答申とさせていただきますよろしいでしょうか。

特に御異議ないようですので、これで本案を審議会の答申とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、審議事項、残りが（５）番と（６）番になります。（５）番の温暖化対策部会運営要領の改正、それから（６）番の生物多様性地域戦略部会運営要領の改正、この２つにつきまして、事務局からまとめて御説明をお願いいたします。

水田脱炭素・エネルギー政策課長 脱炭素・エネルギー政策課長の水田でございます。まず、温暖化対策部会運営要領の改正について、資料４により御説明いたします。資料４を御覧ください。

本運営要領につきましては、大阪府環境審議会の規定により設置する温暖化対策部会の運営について定めたものですが、このたび、所要の改正を行いたいと考えております。

地球温暖化による気候変動の影響は既に顕在化し、今後さらに影響が大きくなることが予測され、気候危機と認識すべき状況となっております。２０５０年の脱炭素社会の実現に向けては、従来の延長線上の取組ではなく、あらゆる主体が一体となった思い切った気候変動対策が必要です。

こうした趣旨を踏まえ、大阪府ではこの３月に温暖化防止条例を改正し、新たに気候変動対策推進条例と名称変更し、各種規定整備を行ったところでございます。

本部会においても、同様の趣旨により、脱炭素化に向けた気候変動対策に係る審議を行うことを明文化するため、名称を気候変動対策部会とするほか、資料の新旧のとおり改正条例の条文に合わせた文言の改正をしたいと考えております。

以上でございます。

内本みどり企画課課長補佐 みどり推進室みどり企画課の内本でございます。

生物多様性地域戦略部会運営要領の改正について、御説明をさせていただきます。

資料5を御覧いただけますでしょうか。

大阪府生物多様性地域戦略は、今年の3月策定いたしまして、この4月からこの戦略に基づき取組を始めております。

戦略の進行管理や改定等を引き続き生物多様性地域戦略部会で行っていただくため、運営要領の第2条に所掌事項等といたしまして、審議事項とその内容については必要に応じて審議会に御報告を行うという文言を追加させていただいております。

説明は以上でございます。

辰巳砂会長 どうもありがとうございます。

運営要領の改正について2件続けて説明いただきましたけれども、何か御意見、御質問がございますでしょうか。オンラインの皆様、もし御意見がございましたら画面をオンしてお示しいただければと思います。

特に御異議なしということで、それでは、温暖化対策部会及び生物多様性地域戦略部会の運営要領を提案のとおり改正することとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、審議事項は終了しました。

報告事項のほうに進みたいと思います。

本日は報告事項が2件ございます。報告事項(1)番の第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第5期)及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第4期)についてでございます。これは御審議いただいた際、部会長でありました前迫委員から御報告のほどお願いいたします。

前迫委員 失礼いたします。少し報告が長くなりまして恐縮ですが、審議しましたことについて御報告申し上げます。

まず、資料6-1から6-5までお手元にあるかと存じます。資料6-1の大阪府環境審議会野生生物部会報告書を御覧ください。

令和3年9月28日に知事から諮問のありました、第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画の策定、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第5期)の策定及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第4期)の策定について、令和3年9月2

8日、12月8日、令和4年2月14日に野生生物部会を開催し、審議を行いました。

審議の結果、令和4年2月25日に答申を行いましたので、御報告させていただきます。

続きまして、配付しました資料の説明をさせていただきます。

資料6-2は鳥獣3計画の策定についてということで、今般策定いたしました3つの計画、先ほど述べました第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画及び大阪府イノシン第二種鳥獣管理計画について、計画の位置づけ、計画期間、主な変更点、検討経過等を整理したものでございます。

資料6-3、6-4、6-5は、それぞれの計画についての概要でございます。

なお、計画の全文につきましては、資料6-2に掲載しておりますホームページのURLからダウンロードすることが可能ですので、適宜、御確認いただければ幸いです。

それでは、資料6-2の鳥獣3計画の策定についてを御覧ください。

それぞれの計画の位置づけでございますが、まず、大阪府鳥獣保護管理事業計画は、人と野生鳥獣との適切な関係を構築するとともに生物の多様性を維持することを念頭に置き、都道府県の実施する鳥獣保護管理事業について、基本的な考えや施策の在り方を示すもので、鳥獣保護管理法第4条の規定に基づき、環境大臣が定める基本指針に即して都道府県知事が策定する計画でございます。

前計画が令和3年度末で終了することに伴い、新たな計画の策定を行っております。

計画の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。

前計画からの主な変更点は、鳥獣の捕獲許可等に関する事項でございます。これまで環境大臣の捕獲許可権限となっていたオオタカについて、種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されまして、府知事の許可権限に属することとなったことから、府の計画に「保護の必要性が高い種等に関わる捕獲許可の考え方」の項目を追加いたしました。具体的には、オオタカについては原則鳥

獣の管理を目的とする捕獲等を認めないこと、地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種の捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととしており、環境省の基本指針にも同様の記載がなされております。

次に、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画の位置づけでございますが、鳥獣保護管理法第7条の2の規定に基づき、農林業被害を起こすなど個体数の適正な管理が必要と知事が認める鳥獣について策定する計画でございます。

計画の期間は、第13次計画と同様に令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。

主な変更点は、管理の目標に関する事項でございます。両計画とも、前計画では府内でも農業被害が深刻で、かつ大きい地域をなくすということを目指しておりましたが、依然として農業被害は減少しておらず、前計画で掲げた目標を短期間で達成することは困難な状況でございます。このため、短期と長期に分けてそれぞれ目標を設定し、短期目標では令和8年までに農業被害金額を前計画期間から2割減少させることとし、長期目標では令和18年までに府内でも特に農業被害が深刻で、かつ大きい地域をなくすこととしております。

新計画では、狩猟期間の1か月延長等の規制緩和を前計画から継続することにより捕獲の推進を図るとともに、獣害防護柵の適切な設置や維持管理の方法等の普及啓発を推進することにより、農業被害の低減を図ることとしています。

また、シカについては森林の下層植生の被害が進行しているほか、従来生息が確認されていなかった南河内、泉州地域を中心とした中南部地域でも目撃等の情報が増加しており、生息分布域の拡大が懸念されております。このため、捕獲の推進や除間伐の実施などにより健全な森林更新を促進するとともに、モニタリング調査の実施により中南部地域でのシカの定着を防止することとしております。

続きまして、計画策定に係る検討経過でございますが、資料6-2の3枚目を御覧ください。

これらの計画の策定につきましては鳥獣保護管理法で審議会の意見を聞くこととされており、冒頭にお話ししましたとおり、大阪府環境審議会野生生物部会において審議し、答申を行っております。

また、政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るために、令和3年12月27日から翌年1月27日にかけてパブリックコメントを経て計画を策定し、令和4年3月28日に大阪府広報で公表するとともに、環境大臣等関係機関への報告が行われています。

なお、本年4月1日より、新たな計画に基づいた対策に取り組んでいるところでございます。

以上、長くなって恐縮でございますが、鳥獣3計画の策定について御報告申し上げます。御意見等ございましたらよろしくお願いたします。以上でございます。

辰巳砂会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、この件は以上とさせていただきます。

前迫委員、どうもありがとうございました。

前迫委員 ありがとう存じました。

辰巳砂会長 それでは、続きまして、報告事項(2)番に移りたいと思います。

環境保全基金活用事業の審査結果等についてということで、御審議いただきました際、部会長でありました増田委員から御報告をお願いしたいと思います。

増田委員 それでは報告をさせていただきます。環境・みどり活動促進部会での審査並びに審議事項の結果について、御報告をさしあげたいと思います。

資料7を御覧いただきたいと思います。

当部会での審議につきましては、大阪府環境審議会条例及び環境・みどり活動促進部会運営要領の規定に基づき、本部会の決議を大阪府環境審議会の決議としております。

令和3年度に開催した部会のうち、第5回までの内容につきましては既に報告をしております。それ以降の第6回及び令和4年度第1回の部会について、資料7-1、開催状況に示しておりますとおりでございますが、環境保全基金を活用した事業や補助事業に関わる審査、選考を行いましたので、御報告申し上げます。

まず2番目、令和4年度大阪府環境保全基金の活用事業について、これは目

的指定寄附金活用事業でございますが、御報告いたします。

寄附金を活用する事業案に対して各委員の意見を述べたところ、事業スキームや効果などについて再整理が必要であったため、継続審議として書面による審議を行った上で、これを了承しました。なお、事業実施に際しては各委員の意見を十分に理解いただき、反映に努められたいとの条件をつけさせていただきました。

次に3番目、大阪府環境保全活動補助事業に関わる審査についてでございます。

本補助事業は、府民や事業者による豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、大阪府環境保全基金を活用して、他の模範となる環境保全活動等に対して補助金を交付するものでございます。

審査の結果、申請がございました5件のうち、1つはかたの環境フェスタ市民会議による「環境フェスタ in 交野2023」と題した、脱炭素社会やプラスチックごみ問題をテーマとした参加型イベントでございます。もう1つは、大阪ぐりぐりマルシェ実行委員会による、同団体運営のオーガニックマルシェにおける、脱プラ、資源循環に関する講義や体験ワークショップの事業でございます。さらに、特定非営利活動法人大阪環境カウンセラー協会による、「みんなで考えよう！ 環境のこと 高齢者・障がい者環境出前講座」と題した、高齢者施設や障がい者施設を対象とした脱炭素社会、プラスチックごみ問題に対する出前講座の事業でございます。最後の1件ですが、認定特定非営利活動法人地球環境市民会議（CASA）による、河川・海洋のプラスチックごみの調査・収集とプラスチックごみ削減に向けての学習・啓発活動、以上の4件が補助対象としてふさわしいものと認めました。

以上により、部会審議の結果報告といたします。環境・みどり活動促進部会における審議結果の報告については以上でございます。

辰巳砂会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特に御質問等ございませんでしょうか。

それでは、御発言等ないようですので、本件は以上とさせていただきます。

増田委員、ありがとうございました。

増田委員 どうもありがとうございました。

辰巳砂会長 それでは、こちらで用意していた議題は以上でございますが、何か全体を通しまして御発言ございますでしょうか。オンラインのほうからもございませんでしょうか。

どうぞ。

川岡委員 今日はありがとうございます。委員の川岡でございます。

水質、栄養塩の件で私も実は質問しようと思ったのですが、ちょっと質問がかぶりまして。

個人的には、大阪湾でこれだけの栄養塩のところの濃度とか、時系列的にかなり難しいところに判断が入ってきていると思うんですね。兵庫県は、行政が違ふとこれだけ違ふのかみたいな形の、海に対する取組とかノリの色落ちについての行政の対策、考え方が、完全に踏み込み方が違いますし、当然瀬戸内海は1つの地域というか、海というふうに私も環境農林の委員長をしたときに色々教えていただいたわけなんですけども、やっぱり海はつながっているの、大阪湾は確かにこれでいいと思います。私、先ほども了承しました。

ただし、瀬戸内海をとかいう形、外海とは違ふ、瀬戸内海をというふうな説明の仕方を、やはり大阪はある程度兵庫も見据えて、当然ほか、広島とか愛媛もそうなんですけれども、そこを含めて説明していく責任があるんじゃないのかな。大阪湾のことだけ考えてといっても、やっぱり京阪神地域、人口の比率にしても全然違いますし、その影響のところ、先ほど徳島の話をやっていたきましたけれども、やはり愛媛とか広島、山口近くまで当然行くわけなので、当然大阪の諮問なので大阪が当たり前ということは大前提ですが、できればその視点を私ら一般の議員レベルでも、府民の方、今、委員の方でも高田委員から御質問がありましたけれども、個人的にも非常にそこら辺のところは説明がしづらいですよ。

そこのところを踏み込んで、今後私ら議員のところも府民の皆さんに、実はこういうふうに大阪のところは諮問を受けて、こういうふうな行政のところで行っているんだよというのをもう少し説明ができやすいような形でまた御検討いただければなど。勝手なお願いですが、ぜひともよろしく願います。

岸本委員 御意見ありがとうございます。

そうですね。瀬戸内海は1つの特別措置法で全体を管理する形になっていて、大阪湾はその内海の一部であるという位置づけで、その法律の下で管理を進めているところでございます。おっしゃるように瀬戸内海全体を考えていく必要があるだろうと。大阪湾も瀬戸内海の一部という位置づけになっていますので、それはそのとおりだと思います。

例えば昨今、栄養塩が逆に不足しているんじゃないかというふうなお話もあって、そのあたり、栄養塩管理なんかも、先ほどちょうど言われました兵庫県なんかでは、播磨灘などで下水処理場の季節別運転を既に始められて、そういった栄養塩対策、逆に栄養塩が貧栄養化したことに対する対策を立てようという形で動いておられるというのはそのとおりでございまして、我々もそういったところとうまく連携をしていく必要があるだろうと思っています。

ただ一方で、例えば瀬戸内海環境保全特別措置法がこの間、改正をされて、その中で栄養塩管理、局所的な栄養塩管理というのを別途、地域の実情に合わせて検討しなさいということがうたわれているんです。

これは逆に言うと、局所的といっているのは、国のほうも全体で見るとまだまだ環境保全として不十分なところが残っている。なので、やはり総量規制云々というところは現状もまだ手綱を一気に緩めるというわけにいかないという認識なんですね。ただ一方で、局所的に、ノリの養殖場とかそういったようなところで栄養塩不足と思われるような現象が見られている、これもまた事実。

結局、瀬戸内海は確かに一体だといいいながらも、水の流れはそんなに素早くは動かないので、局所的にどうしても富栄養化している水域が残るんですね。全体としてはよくなってきていますよね。かなり水質が改善されたと思いますが、局所的にはまだまだ富栄養化していて、赤潮とか貧酸素水塊の問題が起こるようなところが出てくる。それこそ大阪湾というかなり小さな水域で見ても、この淀川の河口部分の栄養塩濃度の高い、富栄養化が進んでいる状況から湾南部の比較的きれいな状況が保たれているところまで、かなり濃淡が出ているわけですね。

なので、そういう意味では、全体を見渡してやはり政策の継続性というのかな、統一性というのかな、そういった自治体間の情報交換とか、そういった形での連携は深める必要があると思っていますけども、一方で、じゃ、統一的に

本当に栄養塩の供給を大阪湾でどんどんやりましょうという形になるかという
と、現状ではまだそこに踏み込むにはちょっと危険度が高いかなというのが部
会での議論の内容でございます。今回のこの報告の中でも、そういった地域の
実情に合わせたローカルな現状については当然考える必要がある。ただ、現状
ではなかなか一足飛びに、さあ、栄養塩を出しましょうとは言い切れないとこ
ろがあるので、そのあたり、ちょっと他府県の取組状況とかも参考にさせてい
ただきながら、大阪府としても取り込んでいけるところはぜひ将来にわたって
取り込んで、よりよい適切な大阪湾、ひいては瀬戸内海ですね、瀬戸内海の環
境保全につなげていこうということで、そういうことを今回の報告案の中でも
書き込ませていただいたというところでございます。

以上です。

川岡委員 ありがとうございます。

辰巳砂会長 よろしゅうございますでしょうか。

川岡委員 はい。

辰巳砂会長 非常に重要な視点かなと思います。今後、自治体間での情報交換
や連携も視野に入れていただけるように思いますので、また議論を深めていた
だければと思います。

ほかに何か全体を通しまして御意見ございますでしょうか。よろしゅうござ
いますでしょうか。

それでは、ここまでとさせていただきたいと思いますが、次回ですけれども、
次回は12月頃の想定ということでございます。日程調整させていただいた上
で御連絡申し上げますので、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆さん、長時間にわたりまして
議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

司会（田村参事） ありがとうございます。

本日予定しておりました議事は以上でございます。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間にわたり御熱心な議
論をいただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —